

・令和7年度社会福祉法人指導監査の結果について

1 指導監査の概要

延岡市長の所轄する社会福祉法人31法人のうち10法人を対象に実地監査を行いました。

(1) 実地監査の実施時期

令和7年8月から令和8年2月まで

(2) 対象法人

- ・社会福祉法人上南方福祉会
- ・社会福祉法人慈光会
- ・社会福祉法人東海福祉会
- ・社会福祉法人杉の子福祉会
- ・社会福祉法人桜ヶ丘福祉会
- ・社会福祉法人千寿会
- ・社会福祉法人愛育福祉会
- ・社会福祉法人康生会
- ・社会福祉法人鏡山会
- ・社会福祉法人藤慶会

(3) 重点指導事項

- ・組織経営のガバナンスの強化
- ・事業運営の透明性の向上
- ・社会福祉充実計画に定める事業の適正な実施

2 指導監査における文書指摘事項及び口頭指摘事項

法令又は通知等に違反する指摘事項は次のとおりです。このうち、文書指摘事項について、改善状況等の報告を求めた結果、全ての社会福祉法人から改善された事実又は今後の改善方針についての報告がなされています。

| 法令又は通知等に違反する指摘事項                                    | 指摘した法人数 |
|---|---------|
| ① 評議員会の開催にあたり、法令及び定款に定める事項が、適切に決議されていない。            | 1       |
| ② 評議員会及び理事会の議事録の作成にあたり、法令又は定款に基づく記載事項が、正確に記録されていない。 | 3       |
| ③ 定時評議員会が、法令等の規定に基づき、理事会と2週間以上の間を空けて開催されていない。       | 3       |
| ④ 登記事項の変更が、定められた期間内に行われていない。                        | 3       |
| ⑤ 貸借対照表と預金残高が一致しておらず、真実な内容が明瞭に表示されていない。             | 1       |
| ⑥ その他   | 8       |